

教育訓練給付制度（専門実践教育訓練給付）

高松短期大学保育学科は、平成27年7月31日に厚生労働大臣から専門的・実践的な教育訓練講座として指定を受けました。

※令和3年8月4日付「専門実践教育訓練講座指定等通知書」により、厚生労働大臣から令和3年10月1日付で再指定となる旨通知がありました。

一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者（在職者）又は一般被保険者であった方（離職者）が、本学保育学科に入学して課程を受講し、受講認定基準を満たした場合、受講中に本人が支払った教育訓練経費（入学金、授業料等）の50%（年間上限40万円）がハローワークから支給されます。

また、本学保育学科で保育士資格を取得して卒業後（受講修了後）1年以内に雇用保険の一般被保険者として雇用された方又は既に雇用されている方に対しては、支払った教育訓練経費（入学金、授業料等）の20%（合計70%、上限112万円）がハローワークから追加支給されます。

さらに、専門実践教育訓練給付金を受給できる方のうち、一定の条件を満たした方は、教育訓練支援給付金がハローワークから支給されます（2025年（令和7年）3月31日までの時限措置）。

なお、制度の詳細、受給資格の有無、手続き等につきましては、下記のホームページ又は最寄りのハローワークに直接お問い合わせください。

【留意点】

専門実践教育訓練給付及び教育訓練支援給付の申請は、入学前（2月末まで）にハローワークで受講前の申請手続きを完了する必要があります。受給希望の方は、早めの手続きが必要となりますので、できるだけ早い時期の入学試験（社会人選抜（前期）、社会人選抜（専願①）等）を受験してください。

厚生労働省「教育訓練給付制度について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html

ハローワークインターネットサービス「教育訓練給付金制度」

https://www.hellowork.mhlw.go.jp/insurance/insurance_education.html

ハローワーク一覧

窓口取扱時間：平日午前8時30分～午後5時15分

名称	管轄地域	電話番号
ハローワーク高松	高松市、香川郡、木田郡	087-869-8609
ハローワーク丸亀	丸亀市（飯山町、綾歌町を除く）、善通寺市、仲多度郡	0877-21-8609
ハローワーク坂出	坂出市、綾歌郡、丸亀市のうち飯山町、綾歌町	0877-46-5545
ハローワーク観音寺	観音寺市、三豊市	0875-25-4521
ハローワークさぬき	さぬき市	0879-52-2595
ハローワーク東かがわ	東かがわ市	0879-25-3167
ハローワーク土庄	小豆郡	0879-62-1411